

## 第 編 策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です(長崎県子育て条例前文)。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年 3 月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画(ながさきこども未来 21)」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年 6 月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画(平成 22 年度～26 年度)」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画(平成 27 年度～31 年度)」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、合計特殊出生率は平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となった後緩やかに上昇し、平成 28 年には 1.71 まで回復しましたが、翌年から微減しており、出生数については、減少傾向が続いています。また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校など、依然として子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

子どもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

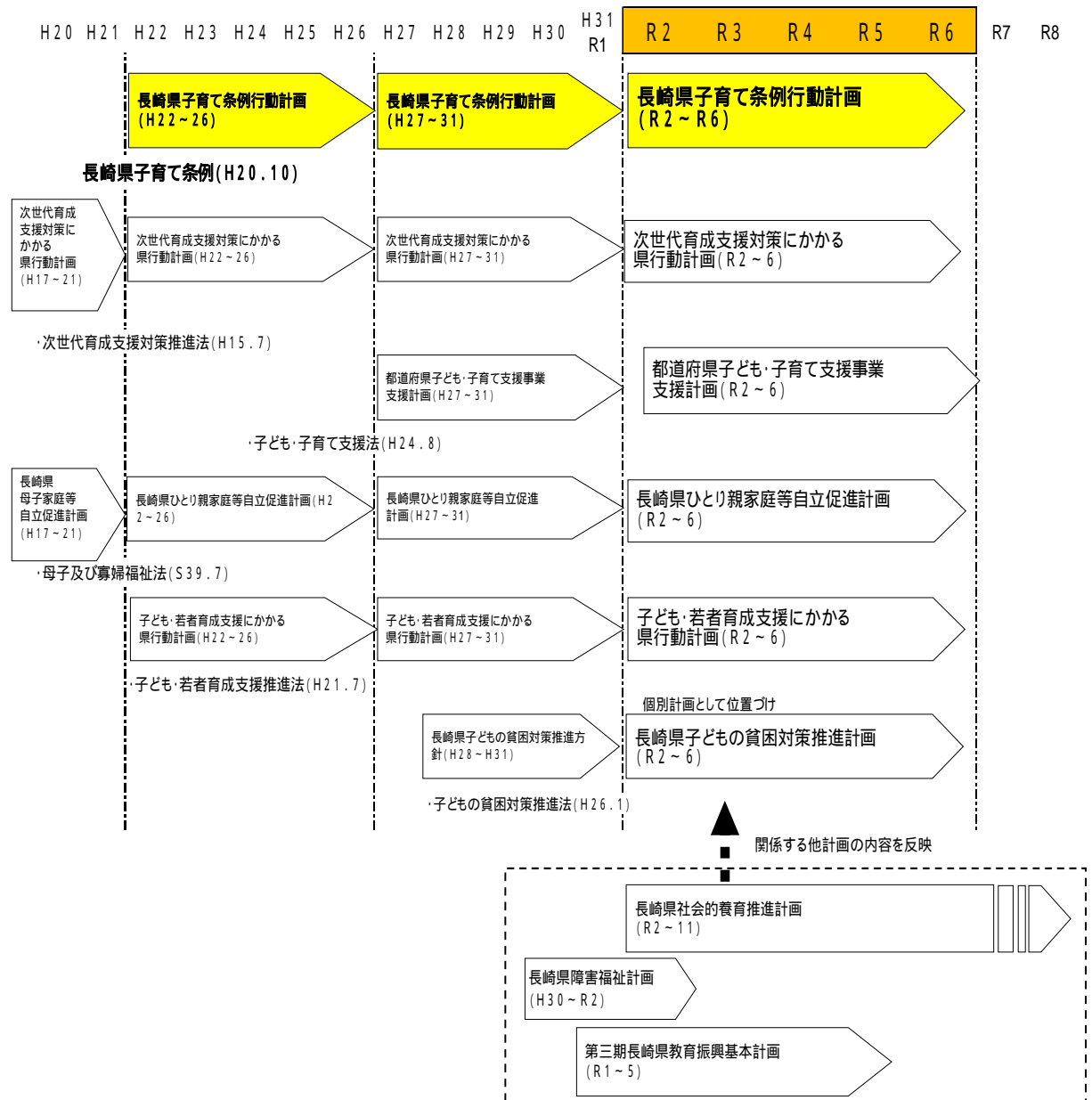
この「長崎県子育て条例行動計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現のため策定するものです。

## 第 編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第4章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

また、「長崎県子どもの貧困対策推進方針」については、この計画の個別計画と位置づけた上で、各種施策の推進に取り組むこととしています。



## SDGsの理念を踏まえた取組について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		

## 第 編 計画期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等による子ども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。